

雇児発第 0422001 号

平成14年4月22日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の
指針について（通知）

平成12年に社会福祉法が施行され、社会福祉事業の経営者は自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講じることにより、利用者の立場に立った良質なサービスを提供することに努めることとされるとともに、国においても、経営者の自主的な取り組みを支援する観点から、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講じる努力を行うこととされました。

また、平成10年に改正児童福祉法が施行され、保育所について、地域住民に対して保育に関する情報の提供を行うよう努めることとされました。

このため、平成12年9月、児童福祉施設等評価基準検討委員会を設置し、「福祉サービスの質に関する検討会（平成10年11月設置）」における福祉サービス全般を対象とした第三者評価事業に係る検討も踏まえ、保育所、児童養護施設、母子生活支援施設及び乳児院（以下「保育所等」という。）における福祉サービスの第三者評価基準等について検討を進めてきました。

検討委員会においては、保育所等を対象として、評価基準、評価の方法及び評価結果の公表等について検討を行い、2年度にわたる第三者評価試行事業や関係者の意見等を踏まえ、先般その検討結果について、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告書」（以下「報告書」という。別添資料参照）が取りまとめられました。

このたび、平成14年度から、保育所等の第三者評価事業が公正・適切に実施されるよう、第三者評価基準や評価の方法等について、別添のとおり指針を作成しましたので通知します。

各都道府県等におきましては、保育所等の第三者評価事業の円滑な実施について配慮いただくとともに貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係者に周知をお願いします。

なお、当該指針については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

別 添

児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針

1 第三者評価事業の定義

この指針において、「第三者評価事業」とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいう。

2 第三者評価事業の対象施設

この指針の対象は、保育所、児童養護施設、母子生活支援施設及び乳児院とする。

3 第三者評価事業の目的

- (1) 個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に係る取り組みを促進する。
- (2) 利用者が福祉サービスの内容を十分に把握できるようにする。

4 第三者評価基準

第三者評価機関は、次の評価基準を参考として、これに沿った評価基準を作成することとする。

- | | |
|-----------|---------|
| ①保育所 | 別紙1のとおり |
| ②児童養護施設 | 別紙2のとおり |
| ③母子生活支援施設 | 別紙3のとおり |
| ④乳児院 | 別紙4のとおり |

5 利用者の視点

第三者評価事業の実施に当たっては、3の基準に加え、利用者本人、家族等からのヒアリング又はヒアリングに替えてアンケートを行うことなどにより、福祉サービスに対する利用者の認識を把握することとする。

なお、報告書において、「利用者アンケート」の参考例が取りまとめられているため、参考にされたい。

6 評価の方法

第三者評価事業の実施に当たっては、自己評価の結果をもとに、利用者の認識も参考にした上で、評価調査者が実地調査を行い、総合的な評価を行うこととする。

具体的な評価の方法は、第三者評価機関において定めるものであるが、報告書において、評価手順、評価対象、評価の決定方法が取りまとめられているため、参考にされたい。

7 評価結果の公表

評価結果の公表の範囲については、報告書において、公表対象事業者、公表する評価結果の範囲、評価結果の公表様式例が取りまとめられているため、これを参考に第三者評価機関で定めることとする。

8 評価調査者について

(1) 要件

第三者評価事業を公正・適切に実施するためには、評価調査者が保育所等における福祉サービスを熟知している必要があることから、検討委員会の報告書を踏まえ、評価調査者は、①及び②のいずれにも該当する者とする。

- ① 評価調査者は、児童福祉等の学識経験者、児童福祉施設の施設長（経験者）等で、当該業務を5年以上経験している者。
- ② 第三者評価調査者養成研修（(2)で後述する共通研修）及び第三者評価調査者養成研修（(2)で後述する独自研修）を受講している者。

(2) 資質の向上

第三者評価事業を公正・適切に実施するため、評価調査者に対する養成研修は、第三者評価の理念、評価調査者の倫理等社会福祉施設の福祉サービスにおける第三者評価事業に共通する事項についての知識、技術等の修得を目的とする共通研修と児童福祉施設に係る第三者評価基準、評価の方法等についての知識、技術等の修得を目的とする独自研修の二本立てで行うこととする。

報告書において、研修の体系や独自研修のプログラム例が示されているため、これを参考に第三者評価機関において、必要な研修を行い、評価調査者の質を確保することとする。

9 評価に係る費用について

第三者評価事業は、入所者の処遇の向上等を図ることを目的とした施設運営に係る事業者の自主的な取り組みであることから、事業者が評価機関に評価を依頼する費用については、運営費（措置費）の弾力運用の一環として、施設経理区分（施設会計）から必要な支出を行うことも差し支えないものとする。

10 指針の見直しについて

この指針で示した評価基準や評価の方法等は、検討委員会の報告書を踏まえて作成したものであるが、今後、多様な主体が第三者評価事業を実施し、評価事例を積み重ねていく中で、必要な見直しを行うこととする。